分）のうち子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定する短時間認定保護者に限る。以下この表において「教育・保育給付認定保護者（短時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y16　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。）であつて、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y17　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当する 3 号認定子ども数

y18　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 5 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y19　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 6 号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y20　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短